

第58回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

■会社の体制及び方針

(業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況)

連結計算書類

■連結注記表

計算書類

■貸借対照表

■損益計算書

■株主資本等変動計算書

■個別注記表

第58期（2024年4月1日～2025年3月31日）

アルビス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針として、2006年5月15日開催の取締役会で「内部統制システム」の基本方針を決議しております。また、「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(2015年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年5月11日開催の取締役会において同方針を改定しております。

業務の適正を確保するための体制についての概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）は、アルビスグループの役員及び全従業員（以下、「アルビスグループ役職員」という。）が「企業理念」「経営理念」「行動精神」を基盤として、仕事を行う際に道標となる「アルビスグループ企業行動指針」を制定し、これに従って行動するよう周知徹底を図ります。

当社グループは、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス推進体制を構築します。また、食品スーパー・マーケットとして重要な課題である「食の安全・安心」に関連する法令等については、社内規程として「購買管理規程」や「食品表示ガイドライン」等を制定し、社内徹底を図ります。

コンプライアンスの推進については、「アルビスグループ企業行動指針」をまとめた「アルビスマインド」を作成し、アルビスグループ役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、全従業員へ配付するとともに、社内研修や社内ネットによる啓蒙等を通じ、指導します。

また、当社グループは、「通報制度」を整備し、アルビスグループ役職員が、アルビスグループ企業行動指針で禁止されている行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、職制ルート（直属上司へ通報）、バイパスルート（総務部門長へ通報）、及びヘルプラインルート（常勤監査役または弁護士へ通報（匿名も可））を使い通報できるよう「SOSカード」を配付し、迅速、適切に対応します。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益が及ばないことを保証します。

当社グループは、「反社会的勢力対応規則」「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、一切の関係を遮断し、不当な要求には断固として応じず、毅然とした態度で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、株主総会、取締役会、経営会議、予算会議等の重要な会議における議事録や関連資料、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、文書等の保存・管理を行います。

また、情報の管理については、「個人情報取扱基準」「機密情報管理規程」「個人情報保護規程」を定めて

対応します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「危機管理委員会規程」に基づき、リスク管理全体を統括する組織として、「危機管理委員会」を設置し、危機管理にあたることとします。また、各事業所においては、「安全衛生管理規程」に基づく「安全衛生委員会」を設け、労働安全に取り組みます。財務面においては、各所属長による自律的な管理を基本としつつ、財務部門が計数的な管理を行います。

なお、当社グループは、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗出しを行い、そのリスクを軽減する仕組みを内部統制に組込むとともに、有事においては、「緊急管理体制決定基準」や「危機管理実務マニュアル」等の各種マニュアルに従い、グループ全体として対応することとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役及び監査役全員が出席する取締役会を毎月1回以上開催し、経営管理上の重要事項を協議・決定するほか取締役の業務執行の監督等を行います。

また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、代表取締役社長、執行役員及び常勤監査役が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、重要な業務執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、特に絞り込んだテーマについては、時間をかけて議論を尽くします。

さらに、取締役会及び経営会議の意思決定事項、これ以外の重要な業務の決定については、「組織および業務分掌規程」「職務権限規程」を制定し、取締役及び職制の決裁権限を明確にすることで、効率的に業務を遂行できる体制を構築します。規程・体制は、経営環境の変化や経営計画の変更に応じて適時見直します。

当社グループにおける業務の運営については、取締役会において、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度経営方針並びに各年度予算を立案し、全社的な経営目標を設定します。各部門及び子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行します。

取締役会は、経営目標が予定どおりに進捗しているか、取締役の業務執行報告を通じてチェックを行います。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務執行の適正を確保するために各種マニュアルを整備するとともに、内部統制システムを構築し、当該整備運用状況を評価する部門として監査室を設置します。

監査室は、法令・マニュアルに基づいて内部監査（一般監査、改善確認監査、金銭抜打ち監査と称して実施）のほか、「財務報告に係る内部統制の基本計画及び方針」「内部統制実務手順書」に基づいて内部統制評価を実施し、整備運用状況の有効性について、取締役会及び経営会議で報告します。

子会社の業務執行については、当社の執行役員が管理監督を行い、「関係会社管理規程」に基づき、管理業務のみ当社の管理部門が実施します。

子会社に対する業務執行状況は、当社で開催する取締役会、経営会議及び予算会議等の重要な会議において

て、定期的に報告する体制とします。

なお、業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき、当社の監査室による内部監査及び内部統制評価を行います。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役からの求めに応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

なお、監査役スタッフの人事については、取締役と監査役が意見交換を行い選任するものとし、取締役からの独立性を確保します。監査役スタッフは、監査役から指示を受けたときは、当該業務に専念する体制を構築します。

(7) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

アルビスグループ役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること及び違法または不正行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

また、通報制度の運用により、アルビスグループ企業行動指針で禁止されている行為が行われていることを通報した場合、通報者及び監査役が不利益な取扱いを受けない体制を確保します。

監査役がその職務の遂行で要した費用を請求したときは、当該職務遂行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに負担します。

常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や予算会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。

監査役は、代表取締役と定期的にコミュニケーションを図り、監査上の重要な課題について意見交換を行います。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図ります。さらに、監査室から内部監査や内部統制評価の実施状況について説明を受け、情報交換を行う等連携を図ります。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本計画及び方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われている体制の構築、維持、向上を図ります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況については、当社の監査室が「内部監査規程」「内部統制システム監査規程」「内部監査計画」に基づき内部監査を実施し、各部署にて改善を進めてまいりました。また、監査室は、「財務報告に係る内部統制の基本計画及び方針」「内部統制実務手順書」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施いたしました。

(2) コンプライアンスに対する取組みの状況

法令遵守体制の点検・強化については、「コンプライアンス委員会」委員長を総括責任者として、事務局である総務部門長が中心となって進めており、当社グループの役員及び使用人がとるべき行動指針として定めた「アルビスグループ企業行動指針」に基づき、役職員に対してコンプライアンス教育として、「インサイダー取引防止研修」、「パワーハラスマント防止研修」、「安全運転web講座」等を実施しております。

通報制度については、通報案件の内容に応じて、適宜「コンプライアンス個別委員会」を開催し、対応を協議する等、適切な運用に努めております。

また、年に1回、定例のコンプライアンス委員会を開催し、前期活動の総括及び当期活動計画の審議を行っており、本委員会の内容については取締役会に報告しております。

(3) リスク管理

定例の「危機管理委員会」に加え、令和6年能登半島地震の教訓を活かすため、臨時の委員会を開催いたしました。本委員会の内容については取締役会に報告しております。臨時委員会では、対象リスクの評価・見直し、対応策の検討・実施、対象マニュアルの新設・改定等を行っております。また、総務部門が主体となって、地震・火災等災害発生を想定した防災訓練や安否確認訓練も実施いたしました。

「安全衛生委員会」については、従業員の健康や安全（労働災害の未然防止）を守るために必要な体制について調査や審議を行うことを主な目的として、本社／店舗で毎月開催いたしました。委員会で話し合われた内容については、産業医とも共有されており、専門的知見からご意見をいただきながら、活動を進めております。

(4) 子会社管理・業務執行

子会社の経営管理・業務執行については、当社の執行役員が管理監督を行い、当社で開催する経営会議、戦略会議及び予算会議等において、子会社から報告を行っております。子会社における重要な議案については、当社取締役会で決定しております。

また、子会社の取締役会を各社年4回以上開催し、審議や定期的な報告を行っております。当社常勤監査役も監査役として出席しております。

さらに、当社の監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを

実施しております。

(5) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は年18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。具体的な検討内容は、以下のとおりであります。

- a.株主総会の招集、中間配当の決議
- b.役員報酬等の決議
- c.代表取締役、重要な使用人の選任
- d.重要な組織の設置、変更
- e.重要な設備投資(固定資産の取得)、資金調達方法
- f.四半期決算及び期末決算の承認
- g.重要な規程の改定、その他取締役会で必要と認めた事項

当事業年度は、上記のほか、統合報告書作成に向けた議論や、資本政策及び取締役会の実効性評価等のテーマについての研修を行っております。

(6) 監査役会の監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は年14回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。具体的な検討内容は、以下のとおりであります。

- a.コンプライアンス事案のホットラインの通報報告、調査方法の協議、調査内容報告、コンプライアンス委員会、懲戒委員会結果報告
- b.会計監査人の評価、監査報酬の妥当性及び再任可否の決議
- c.監査方針・監査計画・業務分担の協議及び年度監査報告書案の協議と決定
- d.投資案件につき、当初計画案の問題と取締役会での監査役意見表明決議

また、監査役は、取締役会への出席や経営会議及びその他重要な会議への出席を通じて、あるいは稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

さらに、会計監査人、監査室等の内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施しており、当社の内部統制システム全般をモニタリングしております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)アルデジヤパン、アルビスクリーンサポート(株)

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 (株)アルビスファーム信州なかの、(株)A&S、(株)パスコ、
(株)水橋ショッピングセンター

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 該当する会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社等の名称 (株)アルビスファーム信州なかの、(株)A&S、(株)パスコ、
(株)水橋ショッピングセンター

・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためあります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・小売店舗の商品

売価還元原価法

- ・その他

主として総平均法による原価法

(注) いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、確定拠出年金及び前払退職金制度を導入しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社及び連結子会社は食品スーパーマーケットを主な事業としております。同事業における商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、商品の販売時に顧客に付与するポイントについては、収益から控除しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20—3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。) 第65—2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されますが、当連結会計年度の期首の純資産に対する累積的影響額はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 減損の兆候を把握したが、減損損失を計上しなかった固定資産の帳簿価額 | 7,563百万円 |
| 減損損失 | 178百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、各資産グループの翌連結会計年度予算及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。

当社グループは、管理会計上の事業所及び店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。ただし、処分が決定された資産、または、将来の使用が見込まれていない遊休資産など独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものは、個別の資産グループとして取り扱っております。

各資産グループの営業損益が2年連続してマイナスとなった場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された資産グループについては、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た事業計画に基づく各資産グループの将来の収益予測及び費用予測に基づいております。将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、競合の状況や業界の趨勢等の外部環境と、経営上の課題に対応して実施する施策等を考慮しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌連結会計年度以降の収益予測及び費用予測の仮定が大きく異なる場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物 194百万円

上記の物件は、受入敷金保証金40百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

29,337百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 9,255,926株 | 一株 | 一株 | 9,255,926株 |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 605,127株 | 76,446株 | 2,190株 | 679,383株 |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|--------------|------------|-------------|
| 2024年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 302百万円 | 35円00銭 | 2024年3月31日 | 2024年6月24日 |
| 2024年10月31日 取締役会 | 普通株式 | 302百万円 | 35円00銭 | 2024年9月30日 | 2024年11月25日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月20日開催予定の第58回定時株主総会において次の通り付議いたします。

- ・配当金の総額 300百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 35円00銭
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月23日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、新規出店などの設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入金）を調達しております。一時的な余資は主に預金等に限定することで市場リスクや信用リスクを回避しており、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

営業債権である売掛金は、回収までの期間は短期ですが、信用リスクに晒されているため、取引先の状況をモニタリングし、回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店に際して、不動産の賃貸人に対して差し入れているもので、差し入れ先の信用リスクに応じて貸倒引当金の計上を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------------|----------------|--------|------|
| (1) 売掛金 | 2,821 | 2,821 | — |
| (2) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 783 | 783 | — |
| (3) 敷金及び保証金 | 3,420 | — | — |
| 貸倒引当金 | △193 | — | — |
| 小　　計 | 3,226 | 2,901 | △325 |
| 資産　計 | 6,832 | 6,507 | △325 |
| (1) 買掛金 | 5,546 | 5,546 | — |
| (2) 長期借入金 (1年内返済予定含む) | 6,569 | 6,274 | △294 |
| 負債　計 | 12,115 | 11,821 | △294 |

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で返済されるため時価が簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額251百万円）は、「(2) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---------|---------|------|------|-----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 783 | — | — | 783 |
| 株式 | | | | |
| 資産計 | 783 | — | — | 783 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|----------------------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 売掛金 | — | 2,821 | — | 2,821 |
| 敷金及び保証金 | — | 2,901 | — | 2,901 |
| 資産計 | — | 5,723 | — | 5,723 |
| 買掛金 | — | 5,546 | — | 5,546 |
| 長期借入金 (1年内返済予定含む) | — | 6,274 | — | 6,274 |
| 負債計 | — | 11,821 | — | 11,821 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

買掛金

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、富山県及び石川県を中心に賃貸商業施設等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末の時価 |
|------------|-------------|
| 4,640 | 4,535 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

10. 収益認識に関する注記

1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項⑤重要な有益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,768円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 187円67銭 |

12. 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|------------|--------|---------------|--------|
| 流動資産 | 14,452 | 流動負債 | 15,003 |
| 現金及び預金 | 6,215 | 買掛金 | 5,712 |
| 売掛金 | 2,811 | 短期借入金 | 1,865 |
| 商販品 | 2,610 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,919 |
| 貯蔵品 | 71 | リース債務 | 490 |
| 前払費用 | 294 | 未払費用 | 1,400 |
| 短期貸付金 | 1,050 | 未払法人税等 | 1,032 |
| 未収入金 | 637 | 未払消費税等 | 345 |
| その他の流動資産 | 839 | 預り金 | 207 |
| 貸倒引当金 | △77 | 賞与引当金 | 1,278 |
| 固定資産 | 37,901 | 役員賞与引当金 | 594 |
| 有形固定資産 | 31,717 | その他の流動負債 | 16 |
| 建物 | 15,591 | 固定負債 | 140 |
| 構築物 | 1,189 | 長期借入金 | 7,361 |
| 機械装置及び運搬器具 | 368 | リース債務 | 4,650 |
| 器具備 | 941 | 受入敷金保証金 | 1,146 |
| 土地 | 11,178 | 資産除去債務 | 638 |
| 一資産 | 1,573 | その他の固定負債 | 882 |
| 建設仮勘定 | 874 | | 43 |
| 無形固定資産 | 896 | 負債合計 | 22,364 |
| 借地権 | 715 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 155 | 株主資本 | 29,713 |
| その他の無形固定資産 | 23 | 資本剰余金 | 4,908 |
| 投資その他の資産 | 5,287 | 資本準備金 | 5,633 |
| 投資有価証券 | 896 | その他資本剰余金 | 5,484 |
| 関係会社株式 | 442 | 利益剰余金 | 148 |
| 出資 | 3 | 利益準備金 | 20,840 |
| 长期性預金 | 100 | その他利益剰余金 | 329 |
| 長破産更生債権等 | 9 | 固定資産圧縮積立金 | 20,511 |
| 長期前払費用 | 274 | 別途積立金 | 241 |
| 繰延税金資産 | 328 | 繰越利益剰余金 | 7,666 |
| 敷金及び保証金 | 3,420 | 自己株式 | 12,603 |
| その他の投資 | 33 | 評価・換算差額等 | △1,669 |
| 貸倒引当金 | △221 | その他有価証券評価差額金 | 275 |
| 資産合計 | 52,353 | 純資産合計 | 29,989 |
| | | 負債純資産合計 | 52,353 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 | 目 | 金額 |
|--------------|----|--------|
| 売上高 | | 97,024 |
| 売上原価 | | 68,286 |
| 売上総利益 | | 28,737 |
| 不動産賃貸収入 | | 1,198 |
| 営業総利益 | | 29,936 |
| 販売費及び一般管理費 | | 28,613 |
| 営業利益 | | 1,323 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 利息 | 14 |
| 受取配当金 | 当金 | 20 |
| その他 | 他 | 1,053 |
| 営業外費用 | | 1,088 |
| 支払利息 | 利息 | 45 |
| その他 | 他 | 434 |
| 経常利益 | 利益 | 479 |
| 特別損失 | | 1,931 |
| 固定資産除却損 | 損失 | 43 |
| 減損 | 損失 | 178 |
| 税引前当期純利益 | | 221 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,709 |
| 法人税等調整額 | 額 | 490 |
| 当期純利益 | 利益 | 38 |
| | | 529 |
| | | 1,180 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 資本金 | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|----------------|-----------|----------|---------------|-------|---------------|--------|--------|
| | 資本剰余金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | | |
| | | | | | 固定資産 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰 余 金 | | |
| 2024年4月1日 残高 | 4,908 | 5,484 | 148 | 329 | 251 | 7,666 | 12,018 | △1,463 | 29,343 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剩 余 金 の 配 当 | | | | | | | | △605 | △605 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △210 | △210 |
| 自己株式の処分 | | | 0 | | | | | 5 | 5 |
| 圧縮積立金の取崩 | | | | | △9 | | 9 | | — |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 1,180 | | 1,180 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | 0 | — | △9 | — | 584 | △205 | 370 |
| 2025年3月31日 残高 | 4,908 | 5,484 | 148 | 329 | 241 | 7,666 | 12,603 | △1,669 | 29,713 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------------|-----|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | | |
| 2024年4月1日 残高 | | 210 | 29,554 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剩 余 金 の 配 当 | | | △605 |
| 自己株式の取得 | | | △210 |
| 自己株式の処分 | | | 5 |
| 圧縮積立金の取崩 | | | — |
| 当 期 純 利 益 | | | 1,180 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | 64 | 64 |
| 事業年度中の変動額合計 | | 64 | 434 |
| 2025年3月31日 残高 | | 275 | 29,989 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------|---|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産 | |
| ・小売店舗の商品 | 売価還元原価法 |
| ・その他 | 主として総平均法による原価法 (注) いずれも貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産 (リース資産を除く) | 定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産 (リース資産を除く) | 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 |

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社は食品スーパー・マーケットを主な事業としております。同事業における商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、商品の販売時に顧客に付与するポイントについては、収益から控除しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20—3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針という。）第65—2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 減損の兆候を把握したが、減損損失を計上しなかった固定資産の帳簿価額 | 7,563百万円 |
| 減損損失 | 178百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、各資産グループの翌事業年度予算及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。

当社は、管理会計上の事業所及び店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。ただし、処分が決定された資産、または、将来の使用が見込まれていない遊休資産など独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものは、個別の資産グループとして取り扱っております。

各資産グループの営業損益が2年連続してマイナスとなった場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された資産グループについては、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た事業計画に基づく各資産グループの将来の収益予測及び費用予測に基づいております。将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、競合の状況や業界の趨勢等の外部環境と、経営上の課題に対応して実施する施策等を考慮しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌事業年度以降の収益予測及び費用予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物 194百万円

上記の物件は、受入敷金保証金40百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

26,461百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。

① 短期金銭債権 1,406百万円

② 短期金銭債務 2,939百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益 178百万円

② 営業費用 11,963百万円

③ 営業取引以外の取引高 500百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 605,127株 | 76,446株 | 2,190株 | 679,383株 |

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

| | |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 180百万円 |
| 貸倒引当金 | 93百万円 |
| 減損損失 | 552百万円 |
| 未払事業税 | 36百万円 |
| 未払事業所税 | 12百万円 |
| 資産除去債務 | 276百万円 |
| その他 | 112百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,264百万円 |
| 評価性引当額 | △420百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 844百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | △110百万円 |
| 土地時価評価差額金 | △119百万円 |
| その他 | △286百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △516百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 328百万円 |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率については30.4%から31.3%に変更となります。この税率変更による影響は軽微であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 種類 | 会社等の名称 | 資本金または出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|--------|------------|----------------|-----------------------|-------------------|-----------|-------------|-----------|-------|-----------|
| 子会社 | (株)アルデジャパン | 50 | 惣菜品の製造、精肉加工及び豆腐商品類の製造 | 100.0 | 当社の仕入先 | 商品仕入 | 11,352 | 買掛金 | 959 |
| | | | | | | 資金の借入 | 1,315 | 短期借入金 | 1,551 |
| | | | | | | 出向者給与の負担金受入 | 370 | — | |
| 非連結子会社 | (株)パスコ | 30 | ショッピングセンターの運営 | 100.0 | 資金の貸付 | 資金の貸付 | 800 | 短期貸付金 | 800 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 商品の購入については、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
- (2) 資金の借入については、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
また、資金の借入金額は、当期における平均借入残高を記載しております。
- (3) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
また、資金の貸付金額は、当期における貸付残高を記載しております
- (4) 出向者給与の負担金受入については、実費相当額を出向契約に定めております。

兄弟会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------------|---------|--------|----------------|-------|-------------------|-----------|-------|-----------|-----|-----------|
| 法人主要株主の子会社 | 三菱食品(株) | 東京都文京区 | 10,630 | 食品卸売業 | (被所有)直接1.63% | 食品・酒の仕入 | 商品仕入 | 5,353 | 買掛金 | 497 |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の購入については、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

2. 当事業年度末において、当社は、三菱食品(株)の株式を2,000株保有しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報につきましては、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,496円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 136円58銭 |